

## 介護予防訪問介護事業所 実地指導結果

平成29年9月21日現在（「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
株式会社 一期一 会	土佐市	訪問介護サービス ステーションすずめ (指定介護予防 訪問介護)	H29.1.26	<p>1 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていない事例が認められた。 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。（高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号。以下「高知県条例第9号」という。）第33条第2項）</p> <p>2 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。（高知県条例第9号第33条第3項）</p>	改善措置済	